

学校選択制廃止に関するお知らせ

- 小学校は、令和8年度新入学児童から学校選択制が廃止となります。
- 中学校は、令和14年度新入学生徒から学校選択制が廃止となります。

※令和8年度以降に小学校へ入学する対象地区の児童で、就学中の兄または姉と指定校が異なる場合は、申請により指定校を変更することが可能です。

校区変更のお知らせ

1. 小学校校区の変更（令和8年4月から）

（令和7年度までにすでに就学している児童の校区は変更になりません。）

対象地区	縁ヶ丘	西高田の一部 ※2	東高田の一部 ※2
現在の校区	洗切小	長与南小	長与南小
新しい校区	長与小 ※1	高田小	高田小

※1 縁ヶ丘は、特例措置として申請により洗切小へ就学することが可能です。

※2 西高田の一部、東高田の一部とは、南小校区で高田小を選択できる地区です。

2. 中学校校区の変更（令和14年4月から）

（令和13年度までにすでに就学している生徒の校区は変更なりません。）

中学校校区	区域の詳細
長与中	長与小及び長与北小の校区に同じ
長与第二中	洗切小及び長与南小校区に同じ ※3
高田中	高田小の校区に同じ

※3 令和4年度から令和13年度までの間、特例措置として長与南小を卒業する児童生徒で高田中が指定校の児童生徒（西高田「川平有料道路長与橋より東側」、東高田、南陽台、フォーレツインキャッスル）は、申請により長与第二中学校へ就学することができます。
該当者へは中学校入学前年の8月頃通知します。